

高松市監査委員告示第29号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年7月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

# 包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 令和3年度

監査テーマ 高松市の契約・選定事務

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	意見	プロポーザル方式による選定を行える契約をガイドライン等に記載するとともに、担当部署以外の専門部署でチェックを経るようルール化することについて	P44	財政局	契約監理課	R7.6.23
2	意見	選定委員の最低数を定めたプロポーザルに関するガイドライン等の策定及び外部委員を含めることの検討について	P44			
3	意見	プロポーザル方式による委託決定に当たり、検討委員会等のメンバーから複数名、委託先の選定委員に含めることについて	P45			
4	意見	プロポーザル等の公募期間を十分確保することについて	P45、P68			
5	意見	プロポーザルによる公募に当たり、最低制限価格とともに積算根拠の概要等を公表することについて	P46			
6	意見	プロポーザル等による評価方法の見直しについて	P46、P71			
7	意見	プロポーザル等における提案価格の評価に、客観的な評価方法を導入することについて	P46			
8	意見	公募による選定にあたり、提案価格等金額について、客観的評価を行う場合には、市の提示する最高額（収入の場合最低額）に対する乖離金額あるいは率を用いることについて	P46			
9	意見	選定委員の評価により実施者を選定する場合、提案内容に対する評価と実現可能性に対する評価を区分する方法の導入検討について	P47、P72			
10	意見	選定委員間で評価に大きな差異が見られる場合には、委員間で判断理由等を話し合い、議事録等を作成することについて	P47、P71			
11	意見	プロポーザル等で評価された提案内容が確実に実施されるよう、契約書等に記載し、効果の検証（記録を含む）を行うことについて	P47			
12	意見	プロポーザルの評価委員による事後評価の検討について	P48			
13	意見	提案等の評価による選定の場合、選定結果通知において、評価結果の概要を記載することについて	P48			
14	意見	プロポーザルが公平に実施されるような手続きに関するガイドラインを策定することについて	P48			

監査実施年度 令和5年度

監査テーマ 病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
15	意見	税金のダイレクト納付の導入について	P72	病院局	みんなの病院事務局経営企画課	R7.7.10

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区分	意見	
意見の項目	プロポーザル方式による選定を行える契約をガイドライン等に記載するとともに、担当部署以外の専門部署でチェックを経るようルール化することについて	
意見の内容	どのような契約の場合にプロポーザル方式による選定を行えるのか、ガイドライン等に記載するとともに、一定額以上のプロポーザルを実施する際には、プロポーザルによること、要綱の内容等について、段階的に担当部署以外のチェックを経るよう、ルール化することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P44	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年6月23日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	本件意見については、令和7年4月に、高松市プロポーザル方式実施ガイドラインを策定し、プロポーザル方式による対象業務を定めるとともに、所管課が採用する契約方法が適正であるかを確認するため、業務概要、参加資格、スケジュール等を記載した基本方針を決定する決裁において、契約監理課長の合議を設定することで、契約専門部署でのチェックを経るよう、ルール化した。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区分	意見	
意見の項目	選定委員の最低数を定めたプロポーザルに関するガイドライン等の策定及び外部委員を含めることの検討について	
意見の内容	プロポーザルに関するガイドライン等を策定し、予定価格の水準や、評価の内容により、選定委員の最低数を、あらかじめ決めておくことが望まれる。また、予定価格が一定金額以上のプロポーザルには、外部委員を入れることなどについても、検討が望まれる。	
報告書該当 ページ	P44	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年6月23日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	本件意見については、令和7年4月に、高松市プロポーザル方式実施ガイドラインを策定し、受託候補者の選定のため、案件ごとに、原則、外部委員を含めたプロポーザル審査委員会を設置するとともに、同時に制定するプロポーザル審査委員会設置に係る要綱において、当該委員会の委員数を、5人以上10人以内とすることを定めた。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区分	意見	
意見の項目	プロポーザル方式による委託決定に当たり、検討委員会等のメンバーから複数名、委託先の選定委員に含めることについて	
意見の内容	市民で構成される委員会等で検討する内容について、プロポーザル方式により委託先を決定する場合には、委員会の委員を複数名、委託先の選定委員に含めることを原則とすることが望まれる。なお、委員会の組成が委託の後になる場合にも、委員会のメンバーとして想定される属性の市民を選定委員に含めることが望まれる。（例えば、ほとんどの委員会等に構成員とされる学識経験者など。）	
報告書該当 ページ	P45	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年6月23日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	本件意見については、令和7年4月に、高松市プロポーザル方式実施ガイドラインを策定するとともに、同年5月に、同ガイドラインに関するQ&Aを作成し、市民で構成される委員会等で検討する内容について、プロポーザル方式により委託先を選定する場合には、当該委員会の委員をプロポーザル審査委員会の委員に含めることに努めるよう、庁内電子掲示板により周知した。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区分	意見	
意見の項目	プロポーザル等の公募期間を十分確保することについて	
意見の内容	<p>高松市では、公募から参加申請締め切りまでの期間が2週間程度のものが多い。国などの基準に示される最低限の基準はみたしている、事前に業務について公募する旨を公表している、実際の企画提案までには十分に時間を取っている、などの理由により、短期間でも可能と判断されているものと思われる。しかし、プロポーザル等による申請には積算等が定型化されておらず、実際の業務の手配が可能かの検討にも参加の可否の決定に時間がかかることも考えられる。応募者が少数にとどまる現状を見ると、この期間についても、長期化することが望まれる。</p>	
報告書該当ページ	P45、P68	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年6月23日
所管課等	<p>財政局 契約監理課</p>
措置結果	<p>本件意見については、令和7年4月に、高松市プロポーザル方式実施ガイドラインを策定し、参加表明書の受付は、中核市への調査結果を踏まえ、14日以上経過した日とし、提案書の受付は、公表日から起算して1月以上経過した日とすることなど、公募から参加申請締め切りまでの期間を十分に確保するよう、実施に係る標準的な日数を示した。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区分	意見	
意見の項目	プロポーザルによる公募に当たり、最低制限価格とともに積算根拠の概要等を公表することについて	
意見の内容	委託の積算を依頼した見積り者が入札やプロポーザルへの応募で特別に有利にならないよう、計算根拠の概要などは要綱の資料として添付することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P46	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年6月23日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	<p>本件意見については、令和6年度に課内において検討した結果、プロポーザル方式による委託業務は、業務の性質や特徴、専門的な知識を要するものなど多種多様であることから、案件ごとに最低制限価格を設定することは、困難であると判断した。</p> <p>また、見積徴取に係る積算根拠については、見積事業者のノウハウを公開することにもなりかねないため、従前のとおり、公開しないこととした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区分	意見	
意見の項目	プロポーザル等による評価方法の見直しについて	
意見の内容	プロポーザル方式による入札などで、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合の評価表について、評価は共通した5段階評価などとし、評価の判断基準も、非常に優れているが5、優れているが4などと明示することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P46、P71	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年6月23日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	本件意見については、令和7年4月に、高松市プロポーザル方式実施ガイドラインを策定し、受託候補者を選定する場合の評価方法について、事業者に関する項目や提案内容、ヒアリング等に関する項目など、共通した5段階評価を基本とし、各審査項目ごとに点数化して評価する選定基準を定めた。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区分	意見	
意見の項目	プロポーザル等における提案価格の評価に、客観的な評価方法を導入することについて	
意見の内容	プロポーザル方式による入札などで、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合に、提案された金額についても、主観的な評価のみを行っている例がみられる。市が提示した上限額との差を基準に、所定の計算式により評価するなど、客観的な評価方法を導入することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P46	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年6月23日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	本件意見については、令和7年4月に、高松市プロポーザル方式実施ガイドラインを策定し、提案価格における価格点については、客観的評価項目として、プロポーザル審査委員会に関する要綱で定めた事務局が評価するとともに、価格点の算定方法を例示した。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意見の項目	公募による選定にあたり、提案価格等金額について、客観的評価を行う場合には、市の提示する最高額（収入の場合最低額）に対する乖離金額あるいは率を用いることについて	
意見の内容	公募による選定にあたり、金額について、客観評価を行う場合には、1者のみの入札・応募にも対応できるように、応募者の最低額（収入の場合最高額）に対する乖離金額あるいは率ではなく、市の提示する最高額（収入の場合最低額）に対する乖離金額あるいは率を用いた評価とするべきである。	
報告書該当 ページ	P46	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年6月23日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	本件意見については、令和7年4月に、高松市プロポーザル方式実施ガイドラインを策定し、客観的評価項目である提案価格における価格点については、1者のみの参加に対応できるよう、提案上限額に対する割合により評価する算定方法を例示した。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意見の項目	選定委員の評価により実施者を選定する場合、提案内容に対する評価と実現可能性に対する評価を区分する方法の導入検討について	
意見の内容	指定管理者の選定やプロポーザル方式による選定など、入札額を基本として選定するのではなく、選定委員の評価により、実施者を選定する場合に、評価者による評価がばらつく理由の一つに、提案内容は評価するが、その実現性に関する評価が分かれていると思われるものがある。提案に対する評価と、実現可能性についての評価を、区分して行う方法を導入することについて、検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P47、P72	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年6月23日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	本件意見については、令和7年4月に、高松市プロポーザル方式実施ガイドラインを策定し、プロポーザル審査委員会による審査項目に、実現性の項目を設け、提案内容が具体的で実現可能なものとなっているかについて評価することで、提案内容に関する他の項目と区別して評価する選定基準を例示した。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区分	意見	
意見の項目	選定委員間で評価に大きな差異が見られる場合には、委員間で判断理由等を話し合い、議事録等を作成することについて	
意見の内容	指定管理者の選定やプロポーザル方式による入札など、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合に、委員間で評価に大きな差が出た場合には、評価者の判断の根拠などについて、委員間で話し合うことが望まれる。そのうえで、選考理由について、明確に説明可能な状態にするために、議事録等を作成することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P47、P71	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年6月23日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	本件意見については、令和7年4月に、高松市プロポーザル方式実施ガイドラインを策定し、審査委員間で評価が大きく分かれる場合は、当該委員による協議の場を設け、会議録を作成するなど、受託候補者の選定過程における透明性及び公平性の確保に努めるよう示した。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区分	意見	
意見の項目	プロポーザル等で評価された提案内容が確実に実施されるよう、契約書等に記載し、効果の検証（記録を含む）を行うことについて	
意見の内容	指定管理者の選定やプロポーザル方式による入札など、選定委員等の評価により、実施者を選定する場合で、提案内容を評価した場合には、評価した提案内容が確実に実現されるよう、契約書などに盛り込むことが望まれる。 また、実際に実施されたかどうか、期待通りの効果があったか、などを検証し、検証結果が記録される仕組みを作ることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P47	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年6月23日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	本件意見については、令和7年4月に、高松市プロポーザル方式実施ガイドラインを策定し、プロポーザルで評価された提案内容が確実に実施されるよう、受託候補者と協議の上、必要に応じて、契約書等を修正するとともに、業務完了後には、契約に係る業務の目的や効果などの検証を行うことを示した。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区分	意見	
意見の項目	プロポーザルの評価委員による事後評価の検討について	
意見の内容	プロポーザルによる評価項目について、プロポーザル時に評価した委員により、出来上がりについても評価を行うことについて、検討が望まれる。	
報告書該当 ページ	P48	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年6月23日
所管課等	財政局 契約監理課
措置結果	本件意見については、令和7年4月に策定した、高松市プロポーザル方式実施ガイドラインにおいて、審査する委員で構成されるプロポーザル審査委員会は、案件ごとに所管課において設置することとしており、審査委員会で選定した受託候補者と契約を締結した日に、審査委員会としての効力を失うことから、審査した委員により事後評価を行うことは、困難であるとの結論に至った。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

## 指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意見の項目	提案等の評価による選定の場合、選定結果通知において、評価結果の概要を記載することについて	
意見の内容	<p>評価により実施者の選定を行った場合、その後の業務の向上の為に、結果通知において、評価結果の概要について記載することについて、検討が望まれる。</p> <p>例えば、次のような事項である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 全ての応募者について、評価された部分があればその点について</li> <li>• 選定された者について、より留意が望まれる部分があればその点について</li> </ul>	
報告書該当 ページ	P48	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年6月23日
所管課等	<p>財政局</p> <p>契約監理課</p>
措置結果	<p>本件意見については、令和7年4月に、高松市プロポーザル方式実施ガイドラインを策定し、受託候補者を決定したときは、提案者全ての総合評価点を記載した審査結果を通知するとともに、受託候補者として選定されなかった提案者に対する結果通知書には、その結果の説明を書面で求めることができることやその期間を付すこととした。</p>

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和3年度／高松市の契約・選定事務	
区 分	意 見	
意見の項目	プロポーザルが公平に実施されるような手続きに関するガイドラインを策定することについて	
意見の内容	市は、プロポーザルによる入札等、価格のみで実施者を決定しない場合の手続きに関するガイドライン等を策定することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P48	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年6月23日
所 管 課 等	財政局 契約監理課
措置結果	本件意見については、契約の受託者をプロポーザル方式によることと決定した場合の事務処理等を庁内において統一かつ公平に行うため、令和7年4月に、高松市プロポーザル方式実施ガイドラインを策定し、契約の公平性、透明性、客観性及び競争性を確保することとした。

# 包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

## 指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和5年度/病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区分	意見	
意見の項目	税金のダイレクト納付の導入について	
意見の内容	ダイレクト納付については、国が推奨して利用促進に努めているものであり、また、市全体としてもICT化を推進している状況を鑑みると、市立病院であるみんなの病院においてもダイレクト納付を利用することが望ましい。	
報告書該当 ページ	P72	

## 指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年7月10日
所管課等	病院局 みんなの病院事務局経営企画課
措置結果	本件意見について、令和7年6月に局内において検討した結果、現行の財務システムによりダイレクト納付を行う場合には、システム改修費用が発生することや、日常的に金融機関に出向く業務があることなど、ダイレクト納付の導入による効果が期待できないことから、税金のダイレクト納付を導入しないこととし、引き続き、納付書による窓口納付を行うこととした。